

協力団体規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第5章第15条に基づき、これを定める。

2. 協力団体の種別

- (1) インラインスキー、インラインスケート及びスキーに関する団体及び企業
インラインスキー、インラインスケート及びスキーに関する団体や、インラインスキー、インラインスケート及びスキーに関する企業。
 - イ. プレス
 - ロ. インラインスケートメーカー及びその他のスポーツメーカー
 - ハ. その他の企業及びその他の団体(宿泊施設やインラインスキーエリア等を提携施設とする)
- (2) 全国に組織されたインラインスケートに関する団体
すでに組織されたインラインスケートに関する団体。

3. 登録方法

所定の用紙に記入して、連盟事務局へ届け出る。期日の指定はない。

4. 協力団体登録

- (1) 連盟の趣旨に賛同し、連携を取って連盟の事業が遂行されるために、積極的な協力意志のある、届け出のあった団体や企業の登録は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を得て、協力団体となることができる。
- (2) 登録に際しての、協力団体登録料などは、一切発生しないものとする。

5. 資格喪失

定款に基づく。

6. 脱退及び除名

定款に基づく。

7. 会員の利用に伴う割引

協力団体となる提携施設は、連盟登録会員がその団体や企業を利用する場合、会員への割引を行わなければならない。これらの詳細は、提携施設と連盟の理事会の折衝により決定し、別に定める。また、これらの割引制度を会員に公開しなければならない。